\mathcal{O}

相

談であったと聞

7

療機関、

宿泊

施設から

0

相

談は20件、

主に医



県北保健所への相談は

だきたい。 主要な企業でこの 設けておられるわ 企業にお 担当課にお 制度を活用いただき、 かいても けです 国が制 て、 制度を活用 市内 か 度 現 \mathcal{O} 5 を ご意向

もありま

用したいというが、活用できるの 制度の 9 れる てお 活用できるの ります。 中身をよくわからな 大方の・ であ

能な限

り自宅で見て

た

感染を避けるため 保護者への対

策は。

かどうか聞き取りを行 いれば活 企業が

る考えはありませ 老人福祉施設・児童福祉施設 康ほけん課長 市の か

在

マスクはある

市

保

護者

休

に対する

市

内

業

対

応

は

ところに た。 師 まだ2万枚ある。 会に は提供して 5 0 0 0 枚 いき 配 布

医の マスク、 ジェ 液が 必要な あ る。

行き渡るように対応 消毒薬が医 感染防止 O**| 療施設** ため

保護者のみなさまへ

松浦市教育委員会

学校の臨時休業期間中における児童の受入れについて

新型コロナウイルス感染症対策において、3月4日(水)~3月24日(火)までの期間、 市内小中学校の臨時休業を実施しています。この度の臨時休業に際して、ご家庭のやむを得な い事情により、児童を看護する者がなく、留守番中の児童の安全が図れない場合に限り、在籍 する小学校において児童を受け入れることになりました。

つきましては、下記の内容を十分ご確認の上、受け入れを希望される場合は、「児童受入れ 申請書」を学校に提出しお申し込みください。

なお、臨時休業は、児童生徒の健康・安全を守るための措置であることをご理解いただき、 まずは、ご家庭で過ごさせていただきますようご協力をお願いします。

受入対象となる児童

- ① 小学1年生~小学3年生の児童
- ② 小学4~6年生の児童のうち、障害等の状況により、一人で安全に留守番を行うことが できない児童
- ③ ①・②の児童で、次の条件をすべて満たす児童
 - やむを得ない家庭等の事情により、自宅において児童だけで留守番をすることになる が、保護者が休暇を取得することが困難であり、保護者が不在となる間、児童を看護で きる祖父母、4年生以上の兄弟姉妹、親類縁者等がいない児童
 - 保護者等の責任において、安全に登下校ができる児童
 - 給食が用意できませんので、ご家庭から昼食を持参できる児童
 - 発熱や咳・くしゃみ等、風邪の症状等がでている児童は受入れできません。 (朝夕の検温による健康チェックをお願いします。)

受入期間及び受入時間

- ① 受入期間:3月6日(金)~3月24日(火)までの臨時休業期間中 土・日・祝日を除く
- 登校時間:午前8時00分~午前8時30分
- 下校時間:午後3時30分

※ 利用期間においてやむを得ない事由で、欠席する場合や利用時間に変更がある場合 12, 必ず学校に連絡してください。

受入場所

- 教室、図書室、多目的室等、受入れ場所を広く確保します。
- 感染防止のため、普通教室でできるだけ少人数で受入れる予定です。

利用するための必要な手続き

○ 各小学校において利用希望の申請を受け付けています。申請書に記入押印の上、利用希 望日前日までに、在籍する小学校に提出してください。

活動内容

- 感染防止の観点から、活動は個人による自習や読書などを中心とします。
- 災害共済給付制度について
- 児童を受け入れている期間中、事故等が発生した場合は、独立行政法人日本スポーツ振興 センターの災害共済給付制度の対象となります。

お問い合わせ先

教育委員会 学校教育課 電話:0956-72-1112(直通) (平日8:00から17:15)

新型コ **币議までご連絡ください。** ロナウ イルスでの心 遠慮なく安江ゆう子 配ごと

やご相談は、